

役員等報酬規程

社会福祉法人 大胡至聖会

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人大胡至聖会（以下「この法人」という。）の役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第一六条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員とは、定款第六条に基づき置かれる者をいう。

(報酬)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次に掲げる会議等に出席した場合は、報酬として日額10,000円（源泉徴収額を除く）を支給するものとする。ただし、同日に複数開催された会議等に出席した場合であっても、1日分のみ支給する。

- (1) 理事会
- (2) 監事会
- (3) 評議員会
- (4) 評議員選任・解任委員会
- (5) 指導検査立会い

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員等が、法人業務のため出張する場合は、当法人旅費規程により報酬（日当）及び旅費等を支給することができる。

(支給の方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって、職務執行後にその都度本人に支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成31年4月1日から施行する。